

熊本認知神経リハビリテーション研究会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は熊本認知神経リハビリテーション研究会と称する。

第2条 本会は熊本県における認知神経リハビリテーションに関する理論的・実践的研究ならびにその相互交流を促進することによって認知神経リハビリテーションの発展をはかり、これによってリハビリテーション医療に資することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は目的を達するため以下の活動を行う。

1. 勉強会の開催
2. 会員の研究に資する情報の収集と紹介
3. その他本会の目的に資する事業

第4条 勉強会の開催は月1回とする。

第3章 会 員

第5条 入会希望者は希望の旨、申込書を提出する。

第6条 会員は原則として日本認知神経リハビリテーション学会に入会する。

第7条 会員は勉強会への積極的参加を行う。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 (1名)
2. 副会長 (1名)
3. 企画 (2名)
4. 広報 (2名)
5. 会計 (2名)
6. 監事 (1名)

第9条 会長はこの会を代表する。

副会長は会長を補佐する。

企画は勉強会の開催に係る企画を行う。

広報は勉強会の広報業務を行う。

会計は勉強会の会計業務を行う。

第10条 役員任期を2カ年とする。再任の際はこれを妨げない。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は役員会とする。

第12条 役員会は第4章第8条1.～6.で構成する。

第13条 役員会では次の事項を行う。

1. 役員会では会の運営、予算の執行に関することを決定する。
2. 会員に対し予算および事業の計画、結果報告に関し承認を得る。

第6章 会 計

第14条 本会の経費は次の収入によって支出する。

1. 勉強会参加費
2. その他

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

細 則

第1条 会費

年会費0円とする。
第2条 勉強会
勉強会は月に1回行う。

付則 本会側は2025年4月1日より実施する。

組織案内

会長 池田耕治(熊本総合医療リハビリテーション学院・理学療法士)
副会長 宮城大介(青磁野リハビリテーション病院・作業療法士)
企画 坂本勝哉(保育所等訪問支援Koa・理学療法士)
高松高成(平成とうや病院・作業療法士)
広報 大塚開成(九州中央リハビリテーション学院・作業療法士)
林田佳子(言語聴覚士)
会計 松永舞香(青磁野リハビリテーション病院・理学療法士)
川内秀哉(青磁野リハビリテーション病院・理学療法士)
監事 高松千広(水前寺とうや病院・作業療法士)